

専決処分書

令和2年度伊丹市一般会計補正予算（第12号）

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和2年度伊丹市一般会計補正予算（第12号）

別記のとおり

令和3年1月27日

伊丹市長 藤原 保幸

令和 2 年度伊丹市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 2 年度伊丹市一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 5 , 5 4 1 , 1 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		2,924,380	69,500	2,993,880
	1 繰入金	2,924,380	69,500	2,993,880
歳入合計		105,471,605	69,500	105,541,105

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		1,447,953	69,500	1,517,453
	1 商工費	1,447,953	69,500	1,517,453
歳出合計		105,471,605	69,500	105,541,105

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	2,924,380	69,500	2,993,880
1 繰入金	2,924,380	69,500	2,993,880
2 基金繰入金	2,905,578	69,500	2,975,078
歳入合計	105,471,605	69,500	105,541,105

節		説明
区 分	金 額	
1 基金繰入金	69,500	財政調整基金繰入金 69,500

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目 【事業名】	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
7 商 工 費	1,447,953	69,500	1,517,453	—	—	—
1 商 工 費	1,447,953	69,500	1,517,453	—	—	—
2 商工振興費	1,183,893	69,500	1,253,393	—	—	—
【商工業振興対策経費】	814,031	69,500	883,531			
歳出合計	105,471,605	69,500	105,541,105	—	—	—

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
69,500			
69,500			
69,500	18 負担金補助 及び交付金	69,500	商工業振興対策経費 69,500
			(18 負担金補助及び交付金 69,500)
			新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 69,500
			事業負担金
69,500			